

# 平成27年度東京都農業施策に関する建議

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特長ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。しかし、現行制度のもとでは農地の減少に歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小し続けている。

都民から望まれている、緑があり災害にも強い「農業のあるまちづくり」を実現するためには、農業・農地を次世代に受け継ぐための都独自の施策を構築することが求められている。

よって、東京都におかれては平成27年度農業施策において下記事項を実現し、東京農業の新たな発展がはかれるよう、東京都農業会議第114回総会の総意をもって建議する。

## 記

### 1. 東京農業の振興と担い手支援

#### (1) 認定農業者に対する支援体制の強化

認定農業者を確保し、その経営改善を実現するためには区市町村が行う支援事業等を積極的に後押しする必要があることから、「認定農業者支援対策室（仮称）」を設置し支援体制を強化すること。

#### (2) 農業振興地域等の担い手支援と農地確保

市街化調整区域・農業振興地域の活性化に向け、農地保全および担い手確保のあり方について早急に検討し、支援方策を確立すること。

#### (3) 補助事業の拡充と要件等の見直し

農業経営の展開は個別農業者の独創的な発想や努力に負うところが大きい実態を踏まえ、事業対象要件の原則を個別経営体とするとともに、より小さな事業費単位を設けること。また、農家が持つ既存の設備や機械を活用する施設整備等も事業対象とすること。

#### (4) 労働力確保体制の確立

農家における労働力確保対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、ヘルパーやボランティア、農作業受託組織等と農業者を結ぶ体制を構築するとともに、地域において同様の機能を果たす組織等の育成・支援に取り組むこと。

#### (5) 6次産業化や農商工連携に取り組む担い手の支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策を構築するとともに、関連する産業や分野との連携強化や販売促進を支援すること。

#### (6) 島しょ農業の振興

島しょ地域の重要な産業である農業を振興するため、各島の特色を踏まえ、基盤整備や担い手確保、農産物の販売促進、出荷形態および流通方法の試験研究、コスト低減などに対し支援を拡充すること。

## 2. 農業後継者の育成と新規就農者の支援

### (1) 農業後継者の確保対策の確立

東京農業の未来を担う農業後継者を確保するため、後継者支援対策を一層強化すること。なお、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、都独自の「農業後継者育成給付金事業」（仮称）を創設すること。

### (2) 新規就農者の支援

新たな担い手の確保が地域農業の活性化と農地利用の促進に有効であることから、農外から新規に参入する就農者の経営確立に対する支援を強化すること。さらに、島しょ地域や中山間地域において新規就農者が利用できる住宅の確保等、就農を支援する施策を構築すること。

## 3. 畜産経営に対する支援

### (1) 畜産物の消費拡大

東京産畜産物の消費拡大に取り組むとともに、学校給食に東京産牛乳や鶏卵等の利用が一層進むよう、支援を強化すること。また、青梅の畜産センターに都内産畜産物のアンテナショップを設け、畜産振興と食育の拠点として整備すること。

### (2) 再生可能エネルギー設備を導入する畜産経営に対する支援

東京農業のなかで重要な役割を果たしている畜産経営の継続・発展を支援するため、経営改善やコスト削減に向けたバイオマスや太陽光発電などの設備導入を推進する都独自の施策を創設すること。

## 4. 都市緑化における都内産植木・花きの利用促進

オリンピック開催都市として緑あふれる街づくりの推進が一層重要になっており、環境に配慮した緑化のためには都内産植木の活用が望まれる。そこで、都が公共事業で緑化に使用する材料についてはその 50 %以上を都内の植木生産者へ発注する規定を設けること。

加えて、都市緑化に大きな成果をあげており都民および農家から期待されている苗木生産供給事業については、その稚苗も都内産を原則とし、そのための生産計画と発注について関係団体等と協議を行うこと。

## 5. 農地の遊休化を防止する対策の確立

### (1) 遊休農地の発生防止と解消の支援

遊休農地の発生を防止するため、労働力が不足している農家が地域と連動して取り組む小麦や菜種、大豆や飼料作物等の栽培に対する支援策を確立すること。

また、遊休農地の解消をすすめる事業（ストップ遊休農地再生事業）について地域の実情を踏まえた運用と予算の拡充を行うこと。

### (2) 物納農地等の管理改善

物納や道路用地買収等で国および地方自治体に所有権が移転した土地は、

雑草や害虫が発生するなど隣接する農家および地域の環境にも多大な悪影響を与えている。よって、都市農地については農地として貸すなど利活用をはかるとともに、国が所有する物納農地等についても同様の対応がはかれるよう働きかけること。

## 6. 都市農地の確保に向けた取組

### (1) 都市農地の保全に向けた相談窓口の設置

都市農地を保全するためには、担い手である個々の農家が農地に係る法律や制度、税制などに関する十分な知識や情報を踏まえたうえで適切な判断を行うことが重要であることから、専門相談員を設置するなど対策をはかること。

### (2) 生産緑地指定の促進および適正管理の推進

過去に買い取り申し出や転用届け出が出された農地についても生産緑地に指定できるよう、関係部局間で連携して積極的に指定促進に取り組むこと。

また、適用農地の良好な保全管理を基本とした適正課税の実施について関係部局間の調整をはかること。

### (3) 都市農業保全対策の確立に向けた国への働きかけ

都市農業が存続できるよう、国に対し都市農業に関する基本法の制定ならびに新たな都市計画制度の整備を強く働きかけること。

### (4) 防災に資する農業用施設等の整備に対する支援

災害に強いまちづくりが喫緊の課題となっているなか、地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等については、住民の一時避難等の際に有効に活用できるよう緊急に点検・整備する必要がある。よって、関係部局間で連携し、その改修や保全、点検等に対する支援施策について早急に検討し実施すること。

## 7. 災害からの復興に対する支援

### (1) 大島町における災害からの復興支援

台風 26 号による土砂災害を被った大島町に対し、地域農業を中心とする産業の活性化を重視した積極的な復旧・復興支援を行うこと。

### (2) 原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染への対応

福島第一原子力発電所事故の発生に伴う都内産農産物の放射性物質検査については、都が責任を持ち継続して実施すること。

また、都内の農家が落葉・剪定枝を原料にした堆肥生産を安心して行えるよう対策を確立し、農業者や関係機関に対しの確な指導を行うこと

## 8. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

### (1) 安全・安心な食料の供給と環境保全型農業の推進

新たに開始された東京都エコ農産物認証制度については、農業者の理解が得られる合理的な認証基準にするとともに、認証を受けた農業者が制度のメリットを受けられるよう消費者ならびに流通・販売する業者等に対し積極的

な啓発を行うこと。

また、環境保全型農業や農薬を削減した農業に取り組む農家に対し必要な農業資材の導入等に対する支援を行うこと。あわせて農薬飛散防止に取り組む農家に対しては、その技術や資材の導入に対する支援を行うこと。

#### (2) 優良堆肥の確保

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については都内の耕種農家からの期待が高く増産を希望する声も大きいことから、都内の畜産農家から堆肥原料を受け入れて生産体制と流通の強化をはかること。

#### (3) 農地から発生する土ぼこり対策の確立

端境期等に露地栽培の畑から発生する土ぼこりについて、発生を軽減するための有効な対策を確立すること。

#### (4) 学校給食における地場産農産物利用の促進

子供たちに地元で収穫された新鮮かつ安全でおいしい食べ物を提供することは食農教育の基本であり、将来の「農のある東京」の礎である。よって、関係部局間の連携のもと、学校給食における地場産農産物の利用を奨励する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すること。

#### (5) 食農教育の推進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

#### (6) 農地が無い地域における都内産農産物の販売促進

東京産農産物の販売を促進し、あわせて都民の農業に対する理解を広げるため、区部の農地が無い地域の消費者に対し、都内各地で生産された農産物を恒常的に供給する仕組みを創設すること。

### 9. 防疫体制等の強化

#### (1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

#### (2) 鳥インフルエンザや口蹄疫等の防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫等について防疫体制を強化すること。

### 10. 有害鳥獣対策の強化

農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地発生の一つの要因ともなっている有害鳥獣等の被害を防止するため、鳥獣害対策の専門官を設置して対策に取り組むこと。また、特に深刻な被害を与えているサル・シカ・イノシシ・リス・キョン等の駆除を強化するとともに、小規模な防護設備の導入も含め助成を拡充すること。

さらに、都市地域にあっても近年、被害が大きく増え深刻化しているハクビ

シン・アライグマ・タヌキ・カラス・ヒヨドリなどの有害鳥獣に対しても有効な対策を早急に構築するとともに捕獲・駆除を強化すること。

### **1 1．山林保全対策の推進**

山林の荒廃を防止するため、農業用暖房などにも活用可能な間伐材の利用を積極的に普及・推進すること。また、東京産木材の幅広い活用方法を開発し、利用の拡大を推進すること。

### **1 2．事業の構築における農業者からの意見の重視**

農業振興や担い手支援に関する事業や制度を構築する際には、地域農業を熟知する農業委員会の役割と機能を活かすとともに、担い手である認定農業者や農業団体から意見を聴取すること。

平成26年3月17日

第114回東京都農業会議通常総会